

# 香芝・王寺環境施設組合議会

## 第1回(定例会)

### 会 議 録

香芝・王寺環境施設組合

## 令和7年第1回香芝・王寺環境施設組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 令和7年2月13日
- 2 招集場所 香芝・王寺環境施設組合5階研修室
- 3 出席議員 8名
  - 1番 中 井 一 喜
  - 2番 中 川 義 弘
  - 3番 幡 野 美智子
  - 4番 沖 優 子
  - 5番 中 村 良 路
  - 6番 河 杉 博 之
  - 7番 川 田 裕
  - 8番 中 谷 一 輝
- 4 欠席議員 6番 河 杉 博 之
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 三 橋 和 史

副管理者 平 井 康 之

事務局長 細 川 圭 司

事務局次長 増 田 勝 久

6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局主幹 河 口 大 輔

7 会議の事件は、次のとおりである。

- 1 議第1号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の一部を変更することについて
- 2 議第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて
- 3 議第3号 令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について
- 4 議第4号 令和7年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。

3番 幡 野 美智子

5番 中 村 良 路

9 開会 午前10時05分

(副議長 中川義弘) 皆さんおはようございます。

本日、香芝・王寺環境施設組合議会告示第1号をもって第1回定例会を招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、出席賜り、誠にありがとうございます。

現在、香芝・王寺環境施設組合議会議長の職は空席となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の選挙までの限られた時間ではございますが、議長の職を務めさせていただきますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を開く前に、私より報告させていただきます。

当時、組合議会の議長であられた下村議員より、令和6年12月11日付で組合議員の職を辞したいという旨の辞任願の提出がありました。

これを受け、地方自治法第126条ただし書の規定を準用し、副議長の権限において令和6年12月12日付で下村氏の議員辞職を許可しましたことを報告いたします。

また、香芝市議会における議長の交代に伴い、香芝・王寺環境施設組合規約第5条第1項第1号に基づき、中村良路氏が新たに組合議員となりましたので、中村議員より一言ご挨拶をお願いいたします。

それでは、中村議員。

(議員 中村良路) 改めましておはようございます。

ただいま議長のほうからご紹介いただきました香芝市の中村良路でございます。

香芝・王寺環境施設組合における一般廃棄物処理施設の運営においては、両市町の住民の生活環境に直結する大変重要な事業であると認識をしております。このような組合議会の議員という重責のある職務の一翼を担わせていただくということで、身が引き締まる思いでございます。

さらなる住民生活の向上に向け、全力を尽くしてまいり所存でございますので、どうぞ議員の皆様、管理者様、副管理者様並びに議員の皆様方におかれましては、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。

簡単でございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

(副議長 中川義弘) 中村議員、ありがとうございました。

そして、さきの町長選におきまして、めでたく当選を果たされました平井町長におかれましては、改めまして心からお祝い申し上げます。誠におめでとうでございます。

(管理者 三橋和史) はい、議長。

(副議長 中川義弘) はい、三橋管理者。

(管理者 三橋和史) 先日執行されました王寺町長選挙におきまして、現職の平井町長が再選を果たされましたこと、心より

お祝い申し上げます。誠におめでとうございます。

これまで王寺町長、そして組合副管理者としての長期にわたる功績や信念が大きく実を結んだものであると存じますとともに、激戦の中、優秀な成績で当選されましたこと、心より敬意を表します。

また、今後もこの香芝・王寺環境施設組合の管理者と副管理者として、共に地域の環境を守り、地域の皆様に愛される安全で安心な施設運営を共に担っていけることを大変心強く感じております。

改めて、平井町長のますますのご活躍をお祈り申し上げるとともに、組合運営にご協力賜りますことをお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からのお祝いの言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

(副議長 中川義弘) ありがとうございました。

ただいま香芝市議会において議長を務めておられる中村議員より発言を求められておりますので、よろしく願いいたします。

(議員 中村良路) はい、議長。

(副議長 中川義弘) はい、中村議員。

(議員 中村良路) 今回、見事に再選をされました平井町長にお祝いのメッセージを言わせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、香芝市の議員を代表いたしまして、お祝いの言葉を申し上げさせていただきます。

さきの王寺町長選挙によりまして再選を果たされました平井町長におかれましては、心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。

住民の皆様方に、今日までの政治手腕や町政発展のために一方ならぬご活躍をいただいていることを高く評価された結果であると確信をいたしております。

今後とも平井町長様の卓越した行政手腕によりまして、町政及び組合発展のためにご尽力をいただきますとともに、ますますのご活躍を心からお願いを申し上げまして、甚だ簡単でございますがお祝いの言葉とさせていただきます。大変おめでとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

(副議長 中川義弘) 中村議員、ありがとうございます。

続きまして、副管理者より発言を求められておりますので、よろしく願いいたします。

(副管理者 平井康之) はい、議長。

(副議長 中川義弘) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) 王寺町の平井でございます。

ただいま三橋管理者、そして中村議員のほうから過分なる

お言葉をいただきまして、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

今お話がございましたように、美濃園の施設は、市、町とも、その住民にとりまして、日常生活に必要不可欠な、もう基盤となる施設であることは言うまでもないということでございまして、昨年9月に立派に竣工していただきました。今後ともこの施設を継続して安定的に運営できるように、私、尽力をさせていただきたいという、かように思っておりますので、今後とも皆様方のまたご協力、ご理解をお願いいたしまして、簡単ですけども、お礼の言葉に代えさせていただきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(副議長 中川義弘) それでは、改めまして議員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様方をお願い申し上げます。

携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

また、議会傍聴規則第8条により、写真、録音等が禁止されております。

本日の本会議につきましては、質疑の回数を3回までいたします。

また、ご発言の際には、手持ちマイクをお持ちいただきますようお願いいたします。お持ちいただきましたら、マイクをオ

ンにし、ご発言を終えられましたらオフにして次の方にお渡し  
してください。

なお、マイクは音響設備の関係で人数分の本数がござい  
ません。各テーブルに1つずつとなっておりますので、お手数  
をおかけしますが、同じテーブル内で手渡して共有いただき  
ますようお願い申し上げます。

本日案件となっております議案につきましては、慎重にご  
審議をいただきまして、本会議がスムーズに運営できますよ  
う、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

河杉議員より欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げ  
ます。

それでは、管理者より招集の挨拶をお願いいたします。

(管理者 三橋和史) はい。

(副議長 中川義弘) 三橋管理者。

(管理者 三橋和史) 本日は、香芝・王寺環境施設組合第1回定  
例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれまして  
は、お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます  
です。

また、日頃から当組合運営に当たりまして格別のご支援と  
ご協力を賜っておりますことにつきましても、重ねて御礼を  
申し上げます。

さて、本日理事者側から提出いたしました案件につきまし

ては、「奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更することについて」、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて」、「令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算（第2号）」、「令和7年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について」の議案4件でございます。

何とぞ慎重なご審議を賜りまして、原案可決を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(副議長 中川義弘) ありがとうございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。

地方自治法第113条の規定による定足数に達していません。

よって、ただいまから令和7年第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事の進行上、仮議席を指定しております。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(副議長 中川義弘) 異議がないようでございますので、お手元の日程どおり、本日の議事日程とすることに決めます。

日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(副議長 中川義弘) 異議がないようでございますので、本定例会の会期は本日1日といたします。

日程第2、香芝・王寺環境施設組合議会議長の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法は、投票あるいは指名推薦のいずれの方法がよろしいですか。

(議員 川田裕) 指名推薦。

(副議長 中川義弘) 川田議員より指名推薦による方法とご発言がございましたが、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(副議長 中川義弘) 異議なしと認め、選挙の方法は指名推薦による方法といたします。

お諮りします。

指名の方法については、川田議員から指名していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(副議長 中川義弘) 異議なしと認めます。

それでは、川田議員から指名をお願いいたします。

(議員 川田裕) はい、議長。

(副議長 中川義弘) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 指名推薦に関しましては、香芝市選出の中谷議員のほうをお願いいたしたいと思います。

(副議長 中川義弘) ただいま中谷議員が議長に推薦されましたので、当選人と決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(副議長 中川義弘) 異議なしと認めます。

ただいま中谷議員が議長に当選となりました。

それでは、本席から、会議規則第29条第2項の規定により、当選を告知いたします。

新議長、その場で結構ですので、ご挨拶をよろしく願いいたします。

(議員 中谷一輝) はい、議長。

(副議長 中川義弘) はい。

(議員 中谷一輝) 改めましておはようございます。

ただいま指名推薦で選ばれました中谷でございます。

本日の議会のほうをスムーズな進行で進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力よろしく願いいたします。

(副議長 中川義弘) それでは、中谷議長、議長席にお着き願います。

その前に、暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長 中谷一輝) 休憩を解いて再開いたします。

日程第3、議席の指定を議題とします。

議席は、会議規則第3条の規定により、現在ご着席の仮議席を本議席に指定いたします。

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長において3番幡野美智子議員、5番中村良路議員を指名いたします。

日程第5、議第1号奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更することについてを議題といたします。

理事者、提案説明をお願いいたします。

(事務局長 細川圭司) はい、議長。

(議長 中谷一輝) 細川局長。

(事務局長 細川圭司) 失礼いたします。ただいま提案になりました議第1号奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更することについて、提案理由を説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、奈良広域水質検査センター組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体でなくなる事及び奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものでございます。何とぞ慎重なご審議の上、原案可決賜りますようお願い申し上げます。

(議長 中谷一輝) ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言願います。

(なしの声あり)

(議長 中谷一輝) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言願います。

(なしの声あり)

(議長 中谷一輝) ないようですので、討論を打ち切ります。

これより議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 中谷一輝) ご異議ないようですので、議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議第2号一般職の職員の給与に関する条例等の

一部を改正することについてを議題といたします。

理事者、提案説明をお願いいたします。

(事務局長 細川圭司) はい、議長。

(議長 中谷一輝) 細川局長。

(事務局長 細川圭司) 失礼いたします。ただいま提案になりました議第2号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて提案理由を説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月25日に公布施行されたことに伴い、一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を法律の改正内容に準じて改正するものでございます。

主な改正の内容は、条例第1条及び第2条において、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

一般職職員の給与月額について、条例第1条により、初任給をはじめ若年層に重点を置いて、平均約3.0%の引上げを行った給料表に改正し、令和6年4月1日に遡及して適用するものでございます。

また、期末手当及び勤勉手当の支給割合について、条例第1条により一般職職員の支給割合を現行より合計0.1か月引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を現行よ

り合計0.05か月分引上げを行うものでございます。

また、条例第2条により、本年以降の6月及び12月支給分を一般職職員は一律合計2.3か月分に、定年前再任用短時間勤務職員は一律合計1.2か月分に変更するものでございます。

次に、条例第3条及び第4条により、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、支給対象となる会計年度任用職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合について、条例第3条において引用規定の整理を行います。

また、期末手当及び勤勉手当の支給割合について、条例第4条により、本年以降の6月及び12月支給分をフルタイム会計年度任用職員及び週当たりの勤務時間が31時間以上のパートタイム会計年度任用職員にあっては一律合計1.675か月分、それ以外は一律合計1.1か月分とするものでございます。

何とぞ慎重なご審議の上、原案可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(議長 中谷一輝) ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言願います。

(議員 中村良路) はい。

(議長 中谷一輝) 5番中村議員。

(議員 中村良路) 確認のために質疑させていただきます。

会計年度任用職員、この議案によって少しは上がるということ、一般職に対しても上がりますが、遡及に対して再任用職員に関してはどのようなことになるか、お聞きさせていただきたいと思います。

(事務局長 細川圭司) はい。

(議長 中谷一輝) 細川事務局長。

(事務局長 細川圭司) 遡及に関しての再任用の給与率の引上げにつきましては、期末手当及び勤勉手当合わせまして0.05か月分が引上げとなります。それは、4月から遡って、1月までの遡りで給与としてお支払いすることになると理解しております。

(議長 中谷一輝) ほかがございませんか。

(なしの声あり)

(議長 中谷一輝) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言願います。

(なしの声あり)

(議長 中谷一輝) ないようですので、討論を打ち切ります。

これより議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 中谷一輝) ご異議ないようでございますので、議第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7、議第3号令和6年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者、提案説明をお願いいたします。

(事務局長 細川圭司) はい。

(議長 中谷一輝) 細川事務局長。

(事務局長 細川圭司) 提案理由の説明の前に、お手元に配付しております補正予算につきまして、表記の誤りがございました。

補正予算書11ページをご覧ください。

款(4)公債費、項(1)公債費、目の番号が配付しておりました補正予算書によりますと4と表記しておりました

が、正しくは目（２）の番号は２の表記となります。申し訳  
ございませんでした。

続いて、それでは失礼します。ただいま提案になりました  
議第３号令和６年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予  
算（第２号）について提案理由を説明申し上げます。

一般会計補正予算書（第２号）の１ページをご覧ください。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億７３  
７万９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出  
それぞれ１４億５，４７６万９，０００円とするものでござ  
います。

歳出から説明させていただきます。

補正予算書９ページをご覧ください。

款（２）総務費、項（１）総務管理費、目（１）一般管理  
費で４３１万円の増額となります。

次に、１０ページ、１１ページをご覧ください。

款（３）施設費、項（１）施設費、目（１）塵芥処理施設  
費で９，６８１万円の減額、款（４）公債費、項（１）公債  
費、目（２）利子で１，１００万円の減額をお願いするもの  
でございます。

歳出の主な補正内容ですが、総務費におきましては、人事  
院勧告に伴い、給与改定によるものでございます。

施設費におきましては、旧焼却施設が令和6年8月末をもって稼働停止したことにより、需用費及び委託料が想定より少額に抑えられたことによる減額と、また公債費におきましては、利率の確定による借入金利子の減額となっております。

続きまして、歳入でございますが、補正予算書7ページにお戻りください。

款（1）分担金及び負担金、項（1）分担金、目（1）組合市町分担金で1億6,149万1,000円を減額し、香芝市分で1億1,209万6,000円、王寺町分で4,939万5,000円の減額、款2使用料及び手数料、項（1）手数料、目（1）組合手数料で600万円の減額、款（4）繰越金、項（1）繰越金、目（1）繰越金で4,941万2,000円の増額となっております。

次に、8ページをご覧ください。

款（5）諸収入、項（2）雑入、目（1）雑入で1,100万円の増額、款（6）組合費、項（1）組合費、目（1）施設費で30万円の減額をお願いするものです。

次に、補正予算書4ページに戻っていただきまして、地方債補正におきましては、限度額について30万円の減額をお願いするものです。

以上で令和6年度補正予算（第2号）についての説明を終

わらさせていただきます。何とぞ慎重なご審議の上、原案を可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(議長 中谷一輝) ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言願います。

(なしの声あり)

(議長 中谷一輝) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言願います。

(なしの声あり)

(議長 中谷一輝) ないようですので、討論を打ち切ります。

これより議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 中谷一輝) ご異議ないようでございますので、議第3号

は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8、議第4号令和7年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

理事者、提案説明をお願いいたします。

(事務局長 細川圭司) はい。

(議長 中谷一輝) 細川事務局長。

(事務局長 細川圭司) 失礼いたします。ただいま提案になりました議第4号令和7年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について提案理由を説明申し上げます。

一般会計予算書のほうを出していただけますでしょうか。一般会計予算書の1ページをご覧ください。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億9,044万6,000円とするものです。

歳出から説明させていただきます。

予算書10ページをご覧ください。

款(1)議会費、項(1)組合議会費、目(1)議会費では、予算額96万3,000円で、前年度と同額になっております。

次に、10ページから12ページをご覧ください。

款(2)総務費、項(1)総務管理費、目(1)一般管理費では、予算額6,302万8,000円で、前年より37万1,000円の増額となっております。主な理由といたし

まして、企業会計によるものです。

次に、13ページから14ページをご覧ください。

款（3）施設費、項（1）施設費、目（1）塵芥処理施設費では、予算額8億8,195万円で、前年度より4億4,564万円の減額となっております。主な理由といたしまして、旧施設の解体工事の準備に伴う委託料の減少と新施設建設に伴う一般廃棄物処理施設整備工事が完了となり、工事量が減量したことによるものです。

次に、款（4）公債費、項（1）公債費、目（2）利子では、予算額2億1,420万5,000円で、前年度より5,786万円の増額となっております。

款（5）予備費、項（1）予備費、目（1）予備費では、予算額3,000万円で、前年度より2,575万1,000円の増額となっております。理由といたしまして、施設内の火災等が発生し、通常運転ができない場合の外部搬出等に伴う経費でございます。

続きまして、歳入でございますが、8ページにお戻りください。

款（1）分担金及び負担金、項（1）分担金、目（1）組合市町分担金では、予算額7億6,173万1,000円で、前年度より1,508万5,000円の増額となっております。

款（２）使用料及び手数料、項（１）手数料、目（１）組合手数料では、予算額１億１，５８０万２，０００円で、前年度より７４５万６，０００円の減額となっております。

款（３）国庫支出金、項（２）国庫補助金、目（１）国庫補助金では、予算額６，８４６万６，０００円で、前年度より１億１，５７１万４，０００円の減額となっております。理由といたしまして、補助対象工事量の減少によるものです。

次に、９ページをご覧ください。

款（４）繰越金、項（１）繰越金、目（１）繰越金では、予算額５００万円で、前年度と同額となっております。

款（５）諸収入、項（２）雑入、目（１）雑入では、予算額１億６３４万７，０００円で、前年度より３，３２２万７，０００円の増額となっております。主な増額理由といたしまして、新施設稼働に伴う電力売払収入を令和７年度予算は４月から計上したことによるものです。

款（６）組合費、項（１）組合債、目（１）施設債では、予算額１億３，３１０万円で、前年度より２億８，６８０万円の減額となっております。

次に、予算書４ページに戻っていただきまして、債務負担行為につきましては、旧焼却施設解体に伴います監理業務委託と工事それぞれの期間及び限度額の設定をお願いするもの

でございます。

5ページをご覧ください。

地方債につきましては、地方債の限度額を1億3,310万円を設定させていただいております。

以上で令和7年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算の説明を終わらせていただきます。何とぞ慎重な審議の上、原案可決賜りますようお願い申し上げます。

(議長 中谷一輝) ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言願います。

川田議員。

(議員 川田裕) よろしく申し上げます。

8ページの一般分担金についてお聞きをいたします。

焼却場がいわゆる完成しまして、そして今後償還が始まっていくわけですけれども、組合のほうで作成をいただいたグラフを見る限り、今回の予算では分担金合計が約7億6,100万ですか。これが令和9年ぐらいから急激に、償還が据置きが終わって始まっていきますので、例えば香芝市の場合だったら、現在が5億2,800のものがもう約8億ぐらいになるわけです。王寺町さんで現在2億強が3億6,000万ぐらいになるということで、かなり急激に上がって、その間ずっと十数年その水準が続いていくというようなことであ

ります。このほか、これは国からの交付税措置等もあると思うんですけど、それを兼ね合わせた形でのこのグラフと、そういう考えでよろしいんですか。それとも、償還額と分担金だけで計算して出してるということか、それを確認させてください。

(議長 中谷一輝) 細川事務局長。

(事務局長 細川圭司) 今後の償還額の返還と分担金の推移のグラフにおきましては、川田議員がおっしゃっております交付税の算入は、このグラフには反映しておりません。

(議員 川田裕) はい。

(議長 中谷一輝) 川田議員。

(議員 川田裕) 分かりました。じゃあ、真水っていうことじゃないということですね。

(事務局長 細川圭司) はい。

(議員 川田裕) 理解しました。

(議長 中谷一輝) ほかにございませんか。

(議長 中谷一輝) はい、中村議員。

(議員 中村良路) すみません、ちょっとお聞きしますが、8ページの組合手数料っていうことで745万6,000円ほど減額となっていますが、これはどういった要因で減額っていうことになるんでしょうか。

(議長 中谷一輝) 細川事務局長。

(事務局長 細川圭司) 組合手数料につきましては、事業系手数料と自己搬入の手数料がございます。ごみの推量を見た中でごみの重量の減少を見込んで、過去3年平均でマイナス3ポイントぐらい出ましたので、その減少率を採用して、今回前年と比較して約740万円ほど減額となったものでございます。

以上です。

(議員 中村良路) はい。

(議長 中谷一輝) 中村議員。

(議員 中村良路) そしたら、主に事業系で減ってるということ  
でよろしいんでしょうか、自己搬入よりも。

(議長 中谷一輝) 細川事務局長。

(事務局長 細川圭司) 事業系で約620万円の減少となっております。自己搬入で約120万ほどの減少となっております。

以上です。

(議員 中村良路) はい。

(議長 中谷一輝) 中村議員。

(議員 中村良路) 分かりました。いろいろリサイクルやらを含めて、SDGsとか含めて減量ということにもなってるんかと思いますが、これって当然一般家庭ごみも、当然廃棄物も減少もしてくるんだろうかと思いますが、せっかく新炉がで

きて、稼働の燃やす量も増えたのに対して、減ってくるって  
いうことに対しては、何か考えていくべきではないのかなっ  
ていうふうに、今のこの課題ではないかも分かりませんが、  
そういうふうにも思いますが。その辺は、今後の見方として  
は、燃やす量も増やしていける、いかなあかんというふうな  
ことには至ってないんでしょうか。その辺、分かる範囲で結  
構ですが、お答えいただければと思います。

(議長 中谷一輝) 細川事務局長。

(事務局長 細川圭司) 中村議員のご質問ですが、現時点では具  
体的なお話はございません。

以上です。

(議長 中谷一輝) 中村議員。

(議員 中村良路) 出来たてで、そこまではまだ考えておられな  
いと思いますが、今後の先行きとして、そういったことも含  
めながら考えていただければと。また、次の償還も、  
今、川田議員がおっしゃったようなそういったことにも関係  
もしてくるかなというふうに思いますので、遠くを見ていく  
という考え方で考えていただければというふうに思います。  
それはそれで以上でございます。

それとあと、8ページの雑入のアルミ缶ってということで、  
結構これ、数字、5,600万ほどあるんですか。以前から  
ここで皆さんにお願いしたと思いますが、リサイクルが進む

につれて、こういうアルミ缶も含めて金額が出てますが、そういったリサイクルっていうことで市民さんがやっておられることに対して、ここは直接市民さんにはあまりつながらないと思いますが、自治体、各市町において、そういったリサイクルに関してのお金に対してそれを返還するじゃないけど、還元するといったことで、市町で住民さんにリサイクルを勧めるといった、そういったことっていうことは考えられないんじゃないでしょうか。

(事務局長 細川圭司) はい。

(議長 中谷一輝) 細川事務局長。

(事務局長 細川圭司) 今のご質問なんですけども、香芝・王寺環境施設組合の事業ではないような感じがいたしますので、お答えはしかねます。申し訳ございません。

(議員 中村良路) はい。

(議長 中谷一輝) 中村議員。

(議員 中村良路) もう当然そんなのは分かってる話ですから、そういった意味では僕も申し上げてないっていうことで理解してほしい。ただ、リサイクルで得たお金に対して、それをその分リサイクルでしたよっていうことで、市町村に、市町へ返還する。それをまた市町村のほうでは考えられますけども、それを住民さんにリサイクルを進めていただくための啓発に役立てるような、そういったお金の使い方はできないの

かということをお僕は申し上げているんです。一応、そういうことだけ申し上げて、考えてください。あれば何か言っていたらいいと思いますが。

(管理者 三橋和史) はい、議長。

(議長 中谷一輝) 三橋管理者。

(管理者 三橋和史) ただいまの中村議員のご質問にお答えいたします。

アルミ等売却代金として、諸収入というところで組合の収入になってございますので、収入があるということは、各市町の負担金はその分軽減されるということにもつながりますので、その部分につきましては、また各構成市町のほうで政策的な判断もあるとは思いますが、各市町の取組として、議員お述べのリサイクル等の、いわゆる3R等の啓発にもつなげることができるのではないかとはいえませんが、一般的には考えられますが、よろしいでしょうか。

(議員 中村良路) はい。

(管理者 三橋和史) ありがとうございます。

(議長 中谷一輝) ほかにございますか。

中井議員。

(議員 中井一喜) 先ほど川田議員が質問していただいて、まさしく今後の起債償還額のほう、分担金の推移っていうのが本当に大切なことだなと思うんです。さっきも確認いただいた

ように、こちらも事前打合せのときをお願いしたんですけども、真水の数字っていうのが非常に大事ですので、分担、当然起債の償還が始まって、補助事業とかだったら交付税算入が約50%とかそういった形で算入されると思うので、交付税以外で純粋にほかの一般財源、普通は市税とか地方税ですけども、それに係る純粋に交付税以外の一般財源が、どれぐらい今後負担をしなければならないというのを、今日はもう時間がないですので、次回の決算審査等、今後当初予算もなんですけども、必ず出していただいて、当然組合だけと違って両市町にとっても今後の財政見通しを図る上でも非常に大切なことで、また先ほどの住民の皆様に対するごみの関係の啓発っていうのも大事ですので、新しい施設ができて、ただそれにどれだけの費用がかかっていくということを皆様に広くお知らせすることが、皆さんがごみの処理コスト自体を抑えようということでごみの縮減にもつながりますので、そういったこともお願いしておきます。

以上です。

(議長 中谷一輝) ほかほございますか。

(議員 川田裕) はい。

(議長 中谷一輝) 川田議員。

(議員 川田裕) 8ページの事業系手数料と自己搬入手数料からなんですけども、小さな話かどうか分からないんですが、去

年の12月31日に事業者等の方から連絡をいただきまして、いわゆるごみが、事業系のいわゆるパッカー車を持っておられるところは美濃園に処分しに来るわけですが、一般のお店の方で通常はごみ搬入を自らやっておられるんですけども、ただ入れないと。許可を受けて常は入っておられるんですけど。12月31日っていったら、もう店じまいのときでごみも多いときじゃないですか。自分とこで持っていこうとしても、ごみが処分できないというような苦情がありまして、市担当者の方も12月31日にもかかわらず状況確認にも行っていただいたというような経緯があります。それで、ここでずっとごみを焼いていますし、事業系に出したら入れるけれども、自ら持ってきたら入れないというのはちょっといかがかなと。年を越すに当たって、ごみって皆さん置きたくないですから、だからその辺の改善をやっていただきたいなと思うわけですが、いかがですか。

(事務局長 細川圭司) はい。

(議長 中谷一輝) 細川事務局長。

(事務局長 細川圭司) 事業系問わず、自己搬入の部分につきましても、今後どこまでできるか分からないんですけど、ゴールデンウィークであるとか年末であるとか、そういった一部分ででも開放できるように、香芝市と王寺町、また運営業者とも今後協議してまいりたいと考えております。

(議長 中谷一輝) ほかがございませんか。

(なしの声あり)

(議長 中谷一輝) ほかにないようですので、質疑を打ち切りま  
す。

(議員 中井一喜) はい、議長、動議。

(議長 中谷一輝) 中井議員。

(議員 中井一喜) ただいま議題になっています議第4号令和7  
年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算に対する修正動議  
を提出いたします。

修正の内容については、歳出において、地元対策関連事業  
償還金及び下水道新設工事負担金の予算を削除し、歳入にお  
いて、それに伴う各市町の分担金を減額するものでございま  
す。

以上でございます。

(議員 沖優子) はい、議長。

(議長 中谷一輝) 沖議員。

(議員 沖優子) ただいまの中井議員の動議に賛成します。

(議長 中谷一輝) 暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長 中谷一輝) 休憩を解いて再開いたします。

ただいま議題となっております議第4号令和7年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算についてに対しまして、中井議員外1名から修正動議が提出されました。

香芝・王寺環境施設組合議会会議規則第15条の規定に基づく所定の賛成者がおられますので、動議は成立いたしました。

よって、本議案と併せて本動議を直ちに議題といたします。

提出者の説明を求めます。

(議員 中井一喜) はい、議長。

(議長 中谷一輝) 中井議員。

(議員 中井一喜) 議第4号令和7年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算に対する修正案の説明をいたします。

お手元にお配りしました修正動議の3ページに内容が記載されております。

管理者が提出した令和7年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算案には、歳出予算の款(3)施設費、項(1)施設費、目(1)塵芥処理施設費、節(18)負担金補助及び交付金において、地元対策関連事業償還金292万2,000円及び下水道新設工事負担金42万1,000円が計上され

ています。この地元対策関連事業償還金は、香芝市が整備した香芝市の公共施設である香芝市地域交流センター及び香芝市道に係る費用であり、下水道新設工事負担金も香芝市の公共下水道に係る費用であります。これらの香芝市の公共施設の整備は、香芝・王寺環境施設組合理約第3条に定める共同処理する事務には該当しないものであり、香芝・王寺環境施設組合の事務ではありません。

また、組合の構成団体である王寺町の合意がないまま、香芝市と香芝市長である組合管理者が一方的に進めるやり方は、王寺町から選出された我々組合議員としては到底認めることはできません。

これらのことから、地元対策関連事業償還金及び下水道新設工事負担金は、予算案から削除しなければならず、歳出予算の款（3）施設費、項（1）施設費については、管理者提出の予算を改め、予算額を8億7,860万7,000円に修正するものでございます。それら歳出予算を削除することに伴い、その財源についても減額が必要なことから、歳入予算の款（1）分担金及び負担金、項（1）分担金、目（1）組合市町分担金において計上されている一般分担金香芝市については28万9,000円減額の5億2,813万7,000円、一般分担金王寺町については305万4,000円減額の2億3,025万1,000円となり、これらのこと

から款（１）分担金及び負担金、項（１）分担金は、管理者提出の予算案を改め、予算額を７億５，８３８万８，０００円に修正するものでございます。

よって、令和７年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算案は、歳入歳出予算それぞれを管理者提出の予算案から改め、予算額を１１億８，７１０万３，０００円に修正するものでございます。

以上でございます。

（議長 中谷一輝）ありがとうございました。

これより修正案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、ご発言願います。

（議員 川田裕）はい。

（議長 中谷一輝）川田議員。

（議員 川田裕）この修正案に関しましては、違法であると断言せざるを得ません。地元関連事業償還金につきましては、今、地方裁では結果、判決が出て、今、高裁のほうで係争中ではありますが、もともとどこの事務に帰属するかということになれば、それは特別公共団体であるこの組合の事務の帰属であり、規約第３条に規定される運営に関する経費ということになるということで、地方裁では判決がなされております。よって、これをいわゆる予算を組まずにいった場合には、いわゆる地財法９条違反ということになると思いますの

で、その場合、違法に該当するということになります。

そして、下水道新設工事負担金につきましては、これは県知事に対していわゆる許可を求める申請等、そのときの予算も組合から出されて執行されているものであります。その実質の工事にかかっているのが今後であるということです。

ということは、申請するのに予算計上し、それを可決し、執行し、やっているにもかかわらず、いざ工事に入る段階において、それは違うんだということは、これは地財法28条の2に該当すると思いますので、そのあたりの見解について法理的解釈をお答えいただきたいと思います。

(議員 中井一喜) はい。

(議長 中谷一輝) 中井議員。

(議員 中井一喜) 今、川田議員から質問いただきました。確かに、令和6年11月12日に奈良地裁のほうで判決が言い渡されて、その内容については、原告の請求をいずれも棄却するという形の判断でした。あくまで司法判断ということで、地裁判決ということで、王寺町においては、令和6年11月25日付で地裁判決は全部不服ということで大阪高裁へ控訴をしております。いわゆるまだ控訴審で裁判自体は係属中ですので、司法の判断が最終的に下されたわけではありませぬので、川田議員がおっしゃるように、我々は、そのことに対して司法判断が最終的に下されてないので、現時点で違

法とは言えないと考えております。

下水道事業についても、公共下水道ですから、組合の事業ではなく、もう当然のことですけれども、王寺町においても公共下水道は町がやります。香芝についても、公共下水道は香芝市が香芝市の事務として執行するのが当然のことです。かつ、組合だけのためにこの下水道の污水管というのを布設されたわけではなく、ほかにも施設とかもありますし、接続を受けられる方は組合だけではありません。なので、当然、水質汚濁防止等の観点から、公共下水道というのを推進するのは当然市町村の責務であると考えております。

以上でございます。

(議員 川田裕) はい。

(議長 中谷一輝) 川田議員。

(議員 川田裕) 地元関連事業に関しましては、我々の主張は、地財法9条に違反するという、これは一貫して我々も主張してきているところであります。これは、高裁の判決を待たばいいのかなと思います。

下水道新設工事負担金につきましては、これは理事者にお聞きしたいんですが、これは特別合意があって進んできているものですよ。

(議長 中谷一輝) 細川事務局長。

(事務局長 細川圭司) 下水道の新設工事負担金につきまして

は、まず全体の覚書を香芝市の上下水道部と締結いたしまして、設計につきましては、既に協議書を交わしております。今後、今年度中に舗装工事であるとか、あと下水の本体工事であるとか、そういったのを上下水道部と締結いたしまして、令和6年度予算にも組み込んでおりますので、執行してまいりたいと考えております。

(議員 川田裕) はい。

(議長 中谷一輝) 川田議員。

(議員 川田裕) ということは、特別合意がなされている上で進んでいるという、こういう解釈でよろしいんですね、今の答弁は。

(事務局長 細川圭司) 舗装の部分等かはこれから協議、合意をしていく状況です。

(議員 川田裕) 分かりました。そういうことですので。

(議長 中谷一輝) ほかがございますか。

(なしの声あり)

(議長 中谷一輝) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言願います。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 中谷一輝) 川田議員。

(議員 川田裕) 今出されました修正案に関しましては、まず地元対策関連事業償還金につきましては、一貫して地財法9条に違反するという事で、規約第3条に掲げる事業に当たる、該当するという事でありまして。

下水道新設工事負担金につきましては、これはあくまでも特別合意をもって進めているものでありまして、いわゆるこれは地財法28条の2には違反とはならない。これは、他の判例でも明確に出ておりますので、この修正案に関しましては反対するものであります。

(議長 中谷一輝) 次に、修正案に対する賛成者の討論をお願いいたします。

(議員 沖優子) はい、議長。

(議長 中谷一輝) 沖議員。

(議員 沖優子) 議第4号令和7年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算の修正案に対する賛成討論を行います。

管理者が提出された令和7年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算案に含まれます地元対策関連事業償還金292万2,000円は、香芝市が整備した市の公共施設である香芝市地域交流センター及び市道に係る費用であり、また下水道新設工事負担金42万1,000円については、香芝市の公共下水道に係る費用でございます。これらの香芝市の公共施

設の整備は、香芝・王寺環境施設組合規約第3条で定める共同処理する事務に該当しないものであり、香芝・王寺環境施設組合の事務ではございません。

それらの費用の負担に関しまして、組合の構成団体である王寺町の合意がないまま、香芝市と香芝市長である組合管理者とが一方向的に進めていくやり方は、王寺町から選出された組合議員として到底認めることはできず、よって地元対策関連事業償還金及び下水道新設工事負担金を削除し、それに伴い、各市町の分担金を減額することを趣旨とするこの予算修正案に賛成をいたします。

以上です。

(議長 中谷一輝) ほかに討論はございますか。

(なしの声あり)

(議長 中谷一輝) ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議第4号令和7年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算修正案について採決をします。

本案は修正案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(議長 中谷一輝) ありがとうございます。

賛成多数と認め、修正案は修正案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長 中谷一輝) 休憩を解いて再開いたします。

お手元に配付しましたとおり、休憩中に管理者から先ほど修正可決した議第4号令和7年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について、地方自治法第177条第1項の規定に基づき再議に付する旨の文書が提出されました。

これより本件についてお諮りいたします。

ただいま管理者から提出された議第4号の修正可決に対する再議の件を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(議員 中井一喜) はい、議長。

(議長 中谷一輝) 中井議員。

(議員 中井一喜) ただいま先ほど予算案の修正案というのが可決されました。再議の場合は、原案の可決が先ではないので

すか。確認します。

(議長 中谷一輝) 暫時休憩します。

(休憩)

(議長 中谷一輝) 休憩を解いて再開いたします。

修正案の再議、修正可決された議案の再議が先で合っています。大丈夫です。よろしいですか。

(議長 中谷一輝) 事務局、もう一回説明のほうお願いします。

(事務局主幹 河口大輔) こちらに関しましては、先ほど修正可決をいただきました議第4号に対しての再議を出させていたたくというものになってございますので、こちら今出させていただいた再議書のとおり、177条第1項に基づき再議に付するものでございます。

(議員 中井一喜) はい、議長。

(議長 中谷一輝) 中井議員。

(議員 中井一喜) 確認します。間違いなかったら、正しい形で進めていただいたらいいんですけども、再度確認します。こういう形でよろしいんですね。法的に問題ないですね。

(議長 中谷一輝) はい、大丈夫です。

(議長 中谷一輝) 事務局、お願いします。

(事務局主幹 河口大輔) はい、こちらの形で進めて問題ござい

ません。

(議長 中谷一輝) 暫時休憩します。

(休憩)

(議長 中谷一輝) 休憩を解いて再開いたします。

それでは、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 中谷一輝) ご異議ないようでございますので、議第4号令和7年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算の修正可決に対する再議の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

それでは、修正議決された議第4号令和7年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算の再議についてを議題といたします。

管理者から再議に付する理由の説明を求めます。

(管理者 三橋和史) はい、議長。

(議長 中谷一輝) 三橋管理者。

(管理者 三橋和史) 再議の理由を申し上げます。

修正議決された議第4号令和7年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について、歳出、款（3）施設費、項（1）施設費、目（1）塵芥処理施設費、節（18）負担金補助及び交付金の地元対策関連事業償還金及び下水道新設工事負担金を削除し、並びにこれらに伴う歳入予算、組合市町分担金を減額する内容は、以下の理由から異議がございます。

香芝・王寺環境施設組合が昭和57年から操業しているごみ焼却施設美濃園の老朽化により、香芝市、王寺町から排出される一般廃棄物の継続的な処理が困難となることから、新たな焼却施設を建設する必要がございました。建設地の決定には、香芝市と王寺町の区域内から適地を検討し、現ごみ焼却施設と同じ場所とすることを組合で決定いたしました。

嫌悪施設であるごみ焼却施設を建設するに当たり、地元自治会の同意を得るため、組合は香芝市と協力して地元対策事業を実施してございます。地元対策事業の内容は、地域交流センターの整備、道路の拡幅、道路の新設、スポーツ公園の整備等で、この各地元対策事業は、組合にとって新ごみ処理施設が整備できるかどうかの根幹に関わる事業でございます。

次に、組合の事務を香芝市が代わりに行った事業費は、令和4年第3回香芝・王寺環境施設組合議会臨時会5日目の一般会計補正予算（第2号）で地元対策関連事業に関する償還

金として債務負担行為が議決されたこと、また香芝市と令和4年10月26日付で覚書と協議書を締結したことで組合の債務が発生しております。

なお、下水道新設工事負担金につきましても、当該下水道事業がごみ焼却施設の新設、運営に伴うものであり、組合の事務を香芝市が代わりに行った事業費は、令和4年第3回香芝・王寺環境施設組合議会臨時会5日目の一般会計補正予算（第2号）で公共下水道事業に関する償還金として債務負担行為が議決され、また香芝市と令和4年10月31日付で覚書を、令和6年3月19日付で協議書を締結していることから、地元対策関連事業償還金と同様に、組合の債務が発生しております。

よって、これらの経費は、地方自治法第177条第1項第1号の規定中、その他の普通公共団体の義務に属する経費に該当し、地元対策関連事業償還金及び下水道新設工事負担金として既に組合の義務費となっており、香芝市への支払いが必要であるにもかかわらず、歳出予算の地元対策関連事業償還金及び下水道新設工事負担金を削除し、並びにこれらに伴う歳入予算、組合市町分担金を減額する修正予算の提出には異議がございます。

以上、理由でございます。

(議長 中谷一輝) ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、質疑をお受けいたします。

中井議員。

(議員 中井一喜) 質問させていただきます。

ちょうど令和5年11月の臨時会のときは、再議が組合管理者から出されたにもかかわらず、なぜか組合議員の方は私に対する質問をされました。あくまでも当然のことながら、再議を提出されたら、再議に対しての組合管理者に対して質問が行われるのが当然なので、今の議会運営は正しいと思います。今回、地元対策関連償還金とか、公共下水道に係る負担金もなんですけども、あくまで管理者も説明されたように覚書に基づくものなんですね。

この覚書というのは、香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例第2条第3号の事務事業であり、この条例は地方自治法第286条第1項並びに同条第2項に違反しており、制定手続において地方自治法に抵触する無効な条例ということで、今、司法の判断は係属中であります。司法判断が今まだ下りてないという段階であります。このことについて、令和5年11月の先ほど申し上げた第3回組合臨時会において、香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を廃止する条例に関する議決の再議理由としては、裁判が係属中であることに鑑みると、その裁判結果を待つことなく条例の是非を議論し、検討すべきであり、司法判断を待つことなく条例の廃止を軽率

に結論づけることは承服できず、反対であると管理者は述べられています。

よって、このことからいえば、先ほども申し述べたように、裁判が控訴審で係属中である今ですから、当初予算に計上するのはおかしいのではないかと考えますが、いかがお考えか、管理者の見解を伺います。

(管理者 三橋和史) はい、議長。

(議長 中谷一輝) 三橋管理者。

(管理者 三橋和史) 先ほど理由でも申し上げましたとおり、修正案において減額されましたそれぞれの経費は、全て義務費でございますので、組合に属する義務に属する経費でございますので、計上しなければならないものであると考えてございます。司法判断というふうにおっしゃいますけれども、地方公共団体はそれぞれ主体的に法解釈をして、自律的に運営していかなければならないわけでございますので、現時点で組合としてこれらが義務費であるというふうに判断した結果、再議としてさせていただいているというところでご理解をいただきたいと思えます。

(議員 中井一喜) はい、議長。

(議長 中谷一輝) 中井議員。

(議員 中井一喜) 管理者から今答弁いただいたように、確かに再議の提案理由でも、債務負担行為とかも設定されてるの

で、議決されてるので、その議決からいけば当然義務費に当たるのかなということも捉えられます。

ただ、先ほども申し上げたように、覚書等の根拠ということで、こちらが主張しています事務処理に係る条例がその制定手続においても地方自治法に違反したものであるということとをずっと訴えておりますので、あくまで見解の相違ということで、今の段階で結果的に結論づけることが難しいですので、確かにこちらの主張自体もお伝えして、管理者のお考えもお聞きしたということで、この時点で質問を終わらせていただきます。

(議長 中谷一輝) ほかにございますか。

(なしの声あり)

(議長 中谷一輝) ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言願います。

まずは、修正議決された議第4号に対する管理者からの再議について反対の立場の討論をお伺いいたします。

(議員 中井一喜) はい。

(議長 中谷一輝) 中井議員。

(議員 中井一喜) 再議に対する反対の意見を述べます。

先ほども申し上げたように、見解の相違というのはありますけども、あくまで覚書に基づいて組合が負担しなければならない経費として設定されています。そもそもの覚書というのが、先ほども申し述べているように、香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を根拠に覚書が設定されていますので、そもそも条例制定が地方自治法第286条第1項に違反した形で制定された条例ですので、当然根拠自体が法的にもおかしい。ただ、今はあくまで司法判断を待つ段階なので、白黒つけることはできませんけども、そういった違法な条例を基に組合に負担を強いる。いわゆる結果的には覚書に定める事業というのは6事業ですけども、本当に巨額の費用を、王寺町にとっても王寺町の住民に負担を強いることとなりますので、よってこの件について、義務的経費としての再議に付すということに対しては反対の意見を申し述べます。

以上です。

(議長 中谷一輝) 賛成討論はありますか。

川田議員。

(議員 川田裕) 管理者が提出されました再議書につきまして、賛成の立場で討論を行います。

今るる反対討論の中でも意見がありましたが、条例は何も適正に制定されているものでありまして、何ら違法の根拠は

ありません。ちょっとお静かにしていただけないですか、今  
討論中ですので。先日、地方裁のほうでの審議を拝見させて  
いただきましたが、条例に関しては何ら触れられておらず、  
全く違法でも何でもないということでもあります。もちろん、  
このものにつきましてはもうくどいほど言ってきていますが、  
事務帰属がどの公共団体になるのかというところが本旨  
でございます、それが現在この環境施設組合にあるという  
ことでもありますので、それを管理者が適正に執行をなされて  
いるということです。おおむねがもう義務的経費に当たって  
おりますので、削除されますと義務的な責任を履行できない  
ということから、この再議の理由に関しては全くの妥当であ  
るということで、賛成の討論といたします。

(議長 中谷一輝) ほかに討論はありますか。

(なしの声あり)

(議長 中谷一輝) ないようでございますので、これをもって討  
論を終結いたします。

それでは、本件について採決いたします。

(議員 沖優子) 議長。

(議長 中谷一輝) 沖議員。

(議員 沖優子) よろしいですか。本件について採決というところ

ろ、その本件をきちっと案件名として入れていただきたいと思います。何についてか。

(議長 中谷一輝) この場合、さきの議決のとおり可決することについては、地方自治法第116条第1項の規定により、出席議員の過半数の同意を必要といたします。本日の出席議員は6名であり、その過半数は4名となります。

本件のさきの議決のとおりってというのは、議第4号令和7年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算に対する修正案であります。いいですか。大丈夫ですか。

(議長 中谷一輝) 暫時休憩します。

(休憩)

(議長 中谷一輝) 休憩を解いて再開いたします。

それでは、本件、議第4号令和7年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算に対する修正案のさきの議決のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

(議長 中谷一輝) ありがとうございます。

ただいまの起立者は4名であり、所定数以上であります。

よって、本件はさきの議決のとおり決しました。

以上で第1回……。

(議長 中谷一輝) 暫時休憩します。

(休憩)

(議長 中谷一輝) 休憩を解いて再開いたします。

本日の流れで、予算の原案についての審議は終わっております。その後に修正案を中井議員のほうから提出されました。この修正案には、歳入歳出の合計額が書かれております。だから、この一部だけではなく、全ての額も書かれておりますので、修正案としても原案をこのように修正するという形になっております。その採決の結果、修正案が可決しておりますので、原案に戻らずとも修正案可決で予算は可決したということになりますので、そのように理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上で第1回定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

皆様のご協力によりまして議事が滞りなく進行できました。心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、管理者、閉会の挨拶をお願いいたします。

(管理者 三橋和史) はい、議長。

(議長 中谷一輝) 三橋管理者。

(管理者 三橋和史) 本日は、議員の皆様方には、ご多忙の中、定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございました。

また、本日の案件につきまして、議員の皆様には慎重なご審議をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

ご審議の中でいただきましたご意見を真摯に受け止め、今後も地域の生活環境に配慮し、円滑で安全・安心な施設運営を行ってまいります。

また、当組合において、構成団体を含めまして生じております訴訟も含めた紛争につきましては、係争中ですが、適切な内容で市民の皆様また町民の皆様のご理解を得られるような内容で早期の解決を図ってまいりたいと考えているところでございます。

議員の皆様におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(議長 中谷一輝) これをもって令和7年香芝・王寺環境施設組合第1回定例会を閉会いたします。

閉会 午後12時25分

以上、会議の顛末を記載し、その事実相違ないことを証し署名する。

令和7年2月13日

香芝・王寺環境施設組合議会

議 長

署名議員

署名議員